



籠場住宅の完成イメージ図

総務文教常任委員会での審査

第2回定例会は、6月5日から7日までの3日間の会期で開催されました。条例（新設2件・一部改正3件）、補正予算1件を審議し、繰越明許費繰越計算書の報告1件を受けました。ここでは、総務文教常任委員会に付託された「議案第35号 松田町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」「議案第36号 松田町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」についての主な審査の概要を掲載します。

平成30年 第2回定例会

会期 6月5日(火)~7日(木)

6/5	一般質問 利根川議員・井上議員 (P4) 田代議員・南雲議員 (P5) 平野議員・小澤議員 (P6) 大館議員 (P7)
6/6	議案審議 議案 6件(条例、補正予算) 議案審査 委員会 2件(条例)
6/7	議案審査 委員会 2件(条例) 議案審議 委員会報告 2件(条例)、報告 1件(繰越明許費)、各種報告などが行われ、閉会しました。

議案第35号と議案第36号の条例は、6月6日に上程され、PFI事業で建設中の住宅の設置及び管理に関する新設条例であることから、総務文教常任委員会に付託され、6月6日及び7日に委員会を開催し審査をしました。

議案第35号 松田町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例
 籠場地区に建設中の公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例です。建物の規模は、鉄筋コンクリート3階建ての全21戸で、単身・二人世帯向け住宅及び既存の町営住宅の集約を図るための住宅です。

審査の主な内容は、家賃の設定に基づく収支と借地している既存町営住宅敷地の年間借地料の確認、既存町営住宅からの入居者に関する対応事項などで、原案のとおり可決すべきものと本会議で委員会報告をし、賛成全員で可決されました。

議案第36号 松田町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例
 町屋地区に建設中の地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例です。建物の規模は、鉄筋コンクリート4〜7階建ての全28戸で子育て世帯などを対象にした住宅です。

審査の主な内容は、国の地域優良賃貸住宅制度に基づくものであるが、議案第35号と同様に条例に家賃の設定事項が必要と判断し、2条を追加して原案の一部を修正可決すべきものと本会議で委員会報告をし、賛成多数で可決されました。

松田町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例
総務文教常任委員会報告書(抜粋)
審査の内容
 総務課長、政策推進課長及び担当職員出席のもと、条例の構成、規則(案)、地域優良賃貸住宅制度要綱、家賃と駐車場使用料の設定方法、今後の事業収支の推移等を詳細に審査しました。
 審査の結果、この条例は、国の地域優良賃貸住宅制度に基づくものであるが、家賃等の設定についての条項が条例に必要であると判断し、原案の一部を修正(追加)する必要があると結論に達しました。なお、次の項目について、強く申し入れをいたします。
 (1) この条例は、人口増と定住促進を図るものであるため、安定した入居率の確保と向上を目指し、管理運営に努められたい。
 (2) 駐車場使用料については、子育て世帯、新婚世帯等の居住安定に寄与するため、配慮されたい。

松田町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例
総務文教常任委員会報告書(抜粋)
審査の内容
 総務課長、政策推進課長及び担当職員出席のもと、既存町営住宅の集約化について重点的に審査しました。具体的には、町が借地している既存町営住宅の入居者数及び借地料の確認、家賃の設定方法、今後の事業収支の推移、規則(案)等を詳細に検討しました。
 審査の結果、この条例は、町民の福祉向上及び定住促進を図るために必要であると判断しました。
 なお、次の項目について、強く申し入れをして原案のとおり賛成することとしました。
 (1) 借地の町営住宅入居者の移転を促進するために家賃設定を考慮し、集約化を推進されたい。
 (2) 町有地の仲町屋及び沢尻町営住宅の集約化も進められたい。